

ご存じですか？電子取引データの保存方法

令和6年1月以降、全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化されます

(※ 申告所得税・法人税に限る)

※ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされています（事前申請等は不要）。

保存すべき電子データとは？

◆ 紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。



☑ まずは、身近に電子データがないかチェックしましょう！

◆ 仕入や経費の精算を以下の方法で行っている。

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- インターネットのHPからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を利用
- クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- 従業員が立替払いした経費の領収書を電子データで受領



◆ 売上や収入の請求を以下の方法で行っている。

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を送付
- 自社のインターネットHPで請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を提供

いずれかに☑がついた場合には、その電子データについて
原則として次の要件を満たした上で保存することが必要です。

- ① 改ざん防止のための措置をとる（次ページ①）
- ② 「日付・取引先・金額」で検索できるようにする（次ページ②）

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（税務職員にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合であって、**以下のいずれかに該当する方は②の要件は不要**です。

- ・ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて、2年(期)前の売上高が5,000万円以下である方
- ・ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている方（令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用）

- ③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

① 「改ざん防止のための措置をとる」とは？

◆ 次の1～4の**いずれかの対応**が必要です。

- 1 タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 2 保存するデータにタイムスタンプを付与する
- 3 履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムでデータを授受・保存する
- 4 **改ざん防止に関する事務処理規程を作成し運用する**

※ システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止に関する事務処理規程」については、[国税庁HPでサンプルを掲載しています](#)ので、ひな形としてご活用ください。

国税庁HPはこちら→



② 「日付・取引先・金額で検索できるようにする」方法とは？

◆ 専用システムや会計ソフト等を導入せずとも、「**日付・取引先・金額**」で検索できる次の**いずれかの方法**でも、検索機能を確保していることになります。

1 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で「**日付・取引先・金額**」を入力し、索引簿を作成しておくことで表計算ソフト等の機能を使って検索する方法

2 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「**日付・取引先・金額**」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20230118	100000	A社	請求書
2	20230124	200000	B社	契約書
3	20230201	100000	A社	領収書
⋮				
50	20231231	500000	C社	請求書

(例)

2023年1月31日に、(株)AからPDFファイルで受け取った100,000円の請求書なら、「20230131_(株)A_100000」



さらに、令和5年度税制改正で要件が緩和されました！

次の(1)と(2)の要件を**いずれも満たしている場合**、改ざん防止（前ページ①）や検索機能（前ページ②）などの対応は不要となり、**電子取引データを単に保存するだけ**でもよいこととされました。

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用

- (1) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）
- (2) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

次の制度の導入も併せてご検討ください。

電子帳簿等保存

一定の要件を満たした優良な電子帳簿の備付け及び保存をすることで、**過少申告加算税の軽減措置**や**所得税の青色申告特別控除（65万円）**の適用を受けることができます。



スキャナ保存

一定の要件を満たすことで紙の請求書、領収書やレシート等をスキャナまたはスマホのカメラ機能で電子データ化し保存することができます。



電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、**国税庁HP**をご確認ください。

国税庁HPはこちら→

